

「ほのぼの茶屋」借用について

- 1) 申込は、利用日の2～3日前までに電話または来所にて予約し、借用申請書を社協事務所に提出して下さい。
- 2) 利用できる日は、月曜日、木曜日の9：30～15：30、水曜日、金曜日の13：30～15：00除いた、平日、土日祝日です。
- 3) 基本利用料は以下のとおりです。

	利用時間	料 金
午 前	9：00～12：00	700円
午 後	12：00～17：00	700円
日 中	9：00～17：00	1,000円
夜 間	17：00～21：00	1,000円
全 日	9：00～21：00	1,500円

*土日祝日も同額とする。

- 4) 次の項目に該当する利用は一切お断りします。
 - ・宗教団体・政治団体など、これらに類するもの
 - ・物品販売を目的としたもの
 - ・その他社協が好ましくないと判断したもの
- 5) 利用に際して、建物や備品その他家具などを故意・過失を問わず汚損または破損した場合は、復旧に要する費用の一切を負担していただきます。
- 6) 危険物等の持ち込みは固くお断りします。
- 7) 利用者の貴重品等が、盗難・紛失・損傷にあっても一切責任を負いません。
- 8) 原則として室内は禁煙です。
- 9) 飲食の持ち込みは可能ですが、利用後は、清掃するとともにゴミは持ち帰りして下さい。
- 10) 駐車場は近くに3台分の借用をしていますが、近隣の迷惑にならないよう駐車して下さい。
- 11) その他利用方法の詳細については、社会福祉法人胎内市社会福祉協議会地域福祉係までお問い合わせください。

社会福祉法人 胎内市社会福祉協議会
地域福祉係 TEL 44-8682